

志賀町産業振興促進計画

令和2年2月20日作成
石川県志賀町

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

志賀町は、旧志賀町と旧富来町から構成され、町の面積は246.76平方キロメートルで、石川県の北部南西寄り、能登半島中央部の外浦海岸に位置し、南北に長く伸びており、北は輪島市や穴水町に接し、西は日本海、東は眉丈山に連なる丘陵地帯で七尾市や中能登町に、南は羽咋市に隣接している。

土地は、林野が約66%を占め、経営耕地が約12%、宅地が約3%、その他が約19%となっている。また、豊かな自然に恵まれ、海岸線には、奇岩、怪石や白砂青松の能登金剛といった美しい景勝地が見られるとともに、志賀の郷リゾート地など多様な観光資源を抱えている。

平成23年6月には、優れた自然環境や農林水産物、伝統文化や風習などが総合的に評価され、志賀町を含む能登の里山里海が世界農業遺産に認定された。

また、本町は古くから農林漁業が基幹産業であり、平成27年の第一次産業人口割合は、10.0%と石川県全体(3.1%)と比較して高い割合を示しているが、年々減少傾向にある。

特産品としては、農業では、コシヒカリなどの稲作のほか、ころ柿(干し柿)、赤土スイカなどがあり、漁業では、甘エビのカゴ漁、ズワイガニ漁、巻き網漁、底引き網漁、刺網漁、定置網漁のほか、サバやハマチ、西海サーモンの蓄養も行われており、町内2箇所の道の駅(ころ柿の里、とぎ海街道)などで、これらの農林水産物を直売している。

工業は、かつて繊維工業が主だったが、現在は能登中核工業団地や堀松工場団地への企業誘致などにより、電気機械や精密機械を中心に出荷額を伸ばし、第二次産業人口も増加して、平成27年は31.9%と、石川県全体(28.5%)より高くなっている。また、海岸部中央に志賀原子力発電所(原子炉2基)が立地している。

商業は、かつての中心市街地の商店街から国道249号沿道に郊外型商業施設が進出している。

観光は、能登観光の主要拠点である能登金剛や志賀の郷リゾート、世界一長いベンチ、キャンプ場や海水浴場など多様な観光資源を有し、体験・滞在型の観光を目指している。

通信設備では、町内全域にFTTH方式によるCATV網を整備しており、中小の情報サービス企業の立地に関してもかなり有効と思われる。

このような状況の中で、本町の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、ICTも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かして基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、観光業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、平成27年に本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法(昭和60年法律第63号。以下「法」という。)第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本町が平成27年に認定された志賀町産業振興促進計画（平成27年度～平成31年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

<町>

- ・企業誘致の促進
- ・農業基盤の整備
- ・営農・担い手育成の支援
- ・森林整備の推進
- ・漁業基盤の整備
- ・持続可能な漁業経営・担い手の育成支援
- ・付加価値の高い産品などの販売促進支援
- ・商業活性化事業の推進
- ・ツーリズム（体験交流）の展開
- ・観光施設などの魅力向上

<県>

- ・租税特別措置の活用の促進
- ・設備投資・雇用促進・産業育成のための補助金等
- ・地域外企業誘致のための取組
- ・起業や事業高度化等のための人材育成のための取組
- ・漁業再生、雇用拡充、通信等に係る事業等

<関係団体等>

- ・商工会：経営者研修等による人材育成の実施、経営改善指導、異業種交流の促進等
- ・農業協同組合：農業用加工機械の導入支援等
- ・観光協会：PR活動の強化、農林漁業と旅館業の連携の促進、農業体験等を組み込んだ観光プランの作成検討等

【目標】

業 種	計画期間中に行われる 新規設備投資件数（件）	新規雇用者数（人） （1事業者当り）
製造業	5	5
旅館業	1	1
農林水産物等販売業	1	1
情報サービス業等	1	1

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】（先端設備等導入計画の認定等報告値）		
業 種	計画期間中に行われた 新規設備投資件数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	57	236
旅館業	1	0
農林水産物等販売業	1	3
情報サービス業等	0	0

【成果及び課題】

- ・対象企業へ訪問、制度説明により設備投資件数の増加に繋がった。
- ・一部業種においては移設での立地誘致であったが、今後の増設見込みがある。
- ・設備投資が低迷しているが施設整備計画等の情報の収集は、企業及び能登中核工業団地協議会との連携が必要。
- ・担い手の高齢化や後継者不足、生産物の売上低迷による事業費不足。
- ・観光客の減少傾向のため施設への設備投資に至らない。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 企業誘致を推進するための支援
- (ii) 新規事業者の発掘・育成や商品価値向上につながる地域ブランドの育成
- (iii) 観光振興、地域の魅力向上による入込客の増加
- (iv) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された志賀町内全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。
ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

本町の広大な農地、林地、優良な漁場から、豊富な農林水産物が年間を通して生産されている。

第1次産業の就業割合は、全国や石川県よりも高い状況にあるが、耕作放棄地のさらなる増加や将来における就業人口の減少、担い手の不足等が懸念されている。

今後の農林水産業の維持・振興のためには、担い手の育成・確保や新規就農者の受入れとともに、生産基盤の充実や老朽施設の更新・長寿命化により、生産性の向上を図っていくことが必要である。

(2) 商工業（製造業を含む）

能登中核工業団地や堀松工場団地には、グローバルに活動する企業が多く立地し、本町の若者の定住、就業機会の確保など、極めて重要な役割を担っている。

住民アンケートにおいては、「企業誘致の推進」が強く求められている。国内全体に景気回復の兆しがみられ、安い電気料金、手厚い補助金制度、災害リスク対策等を理由に、本町への企業立地の機運の高まりも見受けられる。

今後のさらなる活力ある地域づくりや町内への就業人口の確保のために、これらの工業団地をはじめとした町内企業への支援の充実が求められる。

また、商業に関しては、役場や支所を中心に商業施設が立地しているが、景気の停滞や町外の大型商業施設の存在等により、既存商店数の減少や売上の低迷が懸念されている。

既存の商店の減少は、高齢者等の日常の買い物の利便性が低下するだけでなく、地域の活力低下にもつながる。そのため、行政と商工会との協働関係の構築等により、地域の商業の活性化を図っていくことが必要である。

本町の就業者数が減少傾向にある中、地域の活性化や就業の場の確保のために、さらには、町外からの定住の一つの契機となるよう、町内において起業・創業をしやすい環境づくりを構築することが必要である。

(3) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

町全域にF T T H方式によるC A T V網が整備されてはいるが、行政においても高度情報化時代に対応したサービスの提供、業務の効率化を図るため、時代に応じた適正な設備、システムの整備・更新が求められている。また、特に情報サービス業等の分野、とりわけ地方での進出が可能であるソフトウェア業等の業種の進出がなく、また、多くの雇用を見込めるコンタクトセンターの誘致についても併せて積極的に取り組んでいかなければならない。

(4) 観光（旅館業を含む）

本町には、豊かな里山里海、昔から継承されてきた伝統行事が多く存在するとともに、観光の拠点となり得る施設も充実している。

これらの魅力ある観光資源を今後も積極的に活用し、さらには観光資源のさらなる掘り起こしと磨き上げを図り、本町の魅力を向上させていくことが必要である。

本町を訪れてもらうためには、町の魅力を知ってもらうとともに、各種団体との連携を図り、町を訪れる人に満足いただけるよう「おもてなし」体制の充実を図っていくことが必要である。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本町の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説 明
農地集積協力促進事業	農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化のため、農地を貸し付けた地域及び個人に対して協力金を交付する。
強い青果物産地づくり支援事業	農業協同組合や営農集団が策定した「産地強化計画」に掲げる目標を達成するために実施する、需要者ニーズへの対応や先駆的技術の導入、6次産業化の取り組み等を一体的に支援し、もって主産地の生産力増強と競争力確保を図る。
多面的機能支払交付金事業	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進する。また、これにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする。
漁業振興事業	漁業振興を図るため、漁協4支所1出張所及びこれらで構成する水産振興協議会等が実施する各種事業へ補助を行う。
優良特産品推奨事業	本町の特産品としてふさわしい地場産品の品質の改善及び向上並びに販路拡大に資するため、優良特産品の推奨事業を行う。また、優良特産品については、今後ふるさと納税の返礼品等の幅広い活用を推進する。

実施主体・主な役割	
町	生産、加工施設、直売所等の各種施設整備 農林水産物の販路拡大等の支援 農林水産物の開発改良等の支援 農林水産物の生産拡大等の支援
県	担い手の育成・支援 販促事業の実施
農業・漁業協同組合	大都市圏、飲食料店等への販促活動 大都市圏、海外等への販路の開拓・拡大 農業用機器や漁業用機器の導入支援等 養殖事業の研究と事業化 特産品目の開発・改良

(2) 製造業

取組事業	説	明
企業誘致対策経費	能登中核工業団地及び堀松工場団地への企業誘致を推進するため、立地補助金や誘致奨励金を交付する。	
起業・創業支援事業	本町の地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、町内で新たに起業する者に対して補助金を交付する。	
実施主体・主な役割		
町	町の融資・補助制度の実施起業相談窓口の設置	
県	立地環境等の情報発信 地域外企業誘致のための取組み 設備投資及び雇用促進のための補助金の交付	
商工会	町の融資・補助制度の斡旋 起業相談会の実施	

(3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説	明
志賀の魅力創出支援事業	(財)能登半島地震復興基金の震災復興地域づくり総合支援事業を活用し、町内での魅力創出を図るためのイベント展開や首都圏に向けて本町の魅力を発信するため、インターネットや放送媒体を用いて、幅広くPRを行う。	
観光イベント支援事業	志賀町の活力を全国にPRする観光イベントを実施し、交流人口の拡大を図る。	
西能登志賀町魅力向上プロジェクト事業	町内での魅力創出を図るためのイベント開催や、首都圏に向けて本町の魅力を幅広くPRする事業を展開する。	

実施主体・主な役割		
町	観光PR活動や体制の強化 観光客や特産品購買客等のマーケティングを分析するとともに、地域の魅力を発信するパッケージツアーの商品化 観光プログラムや地域資源を活かした特産品開発	
県	観光資源の発掘・磨き上げ 観光プロモーション事業の実施	
DMO法人	地域の観光資源を開発し、情報発信	
観光協会	観光PR活動や体制の強化 町と連携した観光プログラムや地域資源を活かした特産品開発	

(4) 情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説	明
本社機能の立地促進など戦略的企業誘致	本社機能の移転・新增設の促進に向けて町税の特例措置を創設する。	

実施主体・主な役割	
町	企業立地、雇用創出に関する補助金等の交付 情報通信環境整備事業の実施
県	立地環境等の情報発信 市町との情報共有 企業立地を促進する補助金の助成

(5) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用促進事業	事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
町	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 事業者向け説明会・相談会の実施 Web 媒体、情報媒体による情報発信 企業訪問による事業者への直接周知
県	地方税（県税）の不均一課税の実施 Web 媒体、情報媒体による情報発信 税務担当部署及び企業誘致担当部署での周知資料の常設及び相談者への個別対応 市町共催での事業者向け説明会の実施起業研修における制度周知
商工会	町と連携した制度説明会の開催会員への制度の斡旋 起業相談会での制度周知

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規設備投資件数（件）	15件
-------------	-----

(2) 雇用・人口に関する目標（令和2年度～令和6年度）

新規雇用者数（人）	30人
移住者数（人）	30人

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①説明会の実施	・事業者向け説明会を年1回程度開催する。
	・町内商工会の定期総会時に税制の説明を実施する。
②Web 媒体等による情報発信	・町のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、町広報紙にて確定申告時期に合わせて1回程度情報発信を実施する。
③事業者への直接周知	・税務及び企業誘致の部署窓口にて半島税制に関する周知資料を常設し、相談事業者に対して口頭による制度説明及びチラシを提供する。
	・固定資産税等に係る納税通知等を送付する際に、半島税制の周知資料一式を同封する。
	・償却資産の申請書が提出された後、対象となると思われる企業に対して電話等による確認を行う。
	・新規や増設案件がある場合、対象企業を訪問し、周知資料等活用しながら制度説明する。

8. 計画の評価・検証の仕組み

本計画に記載する、施策等については、本町総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

	H26年	H27年	H28年	H29年
人口(人)	20,700	20,422	20,032	19,698
生産年齢人口(人)	10,462	10,136	9,734	9,450
老年人口(人)	8,106	8,213	8,317	8,343
高齢化率(%)	39.16	40.22	41.52	42.35

資料：石川県統計情報室「石川県の人口と世帯」

【人口動態】

	H26年	H27年	H28年	H29年
自然増減(人)	△248	△220	△206	△239
社会増減(人)	△226	△126	△166	△170
全体(人)	△474	△236	△372	△409

資料：石川県健康推進課「衛生統計年報（人口動態統計編）」

【産業別事業所数及び従業者数】

産業分類	事業所数(件) 従業者数(人)		産業分類	事業所数(件) 従業者数(人)	
	H26.7	H28.6		H26.7	H28.6
農林漁業	27 315	30 406	不動産業、 物品賃貸業	11 37	11 37
鉱業、採石業、 砂利採取業	1 3	0 0	学術研究・専門 ・技術サービス業	21 101	20 90
建設業	194 1,185	180 1,109	宿泊業、 飲食サービス業	130 635	125 612
製造業	128 2,369	118 2,278	生活関連サービス業、 娯楽業	102 335	96 269
電気・ガス・熱供給 ・水道事業	4 548	3 545	教育、学校支援業	39 146	39 180
情報通信業	3 3	3 2	医療、福祉	67 1,093	67 990
運輸業、郵便業	25 266	21 251	複合サービス事業	24 152	27 180
卸売業、小売業	260 1,199	234 1,130	サービス業	129 668	64 627
金融業、保険業	9 81	10 81	公務	18 229	18 229
			合計	1,192 9,365	1,066 9,016

資料：石川県統計情報室「経済センサスー活動調査」

【観光入込客数】

年度	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
観光客総数(人)	1,091,822	1,350,465	1,231,776	1,175,592	1,098,465
日帰り客(人)	887,846	1,077,617	974,314	935,950	888,885
宿泊客(人)	203,976	272,848	257,462	239,642	209,580

資料：志賀町商工観光課